

【平成30年1月15日】

発表事項	第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（原案）に関する意見募集について
概 要	<p>現在、第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画の作成を行っており、案の段階での計画を公表し、広く市民の皆様のご意見を計画に反映するため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。</p> <p>1. 募集期間 平成30年1月9日（火）～平成30年2月6日（火） 詳細は、「第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（原案）に関する意見募集について」のとおりです。（裏面参照）</p> <p>2. 第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（原案） 別添、【概要版】のとおりです。 ※【全文】は、宮崎市ホームページから閲覧できます。</p>
担当部署	課・係名：廃棄物対策課廃棄物認可係 担当者：松田 電話：21-1763（直通）、内線：(70)3396 ファクス：28-2235 e-mail：09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（原案）に関する意見募集について

現在、第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画の作成を行っており、案の段階での計画を公表し、広く市民の皆様のご意見を計画に反映するため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

案件名	第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（原案）に関する意見募集
募集期間	平成30年1月9日（火）～平成30年2月6日（火）
添付資料	○ 第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（原案） ○ 第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（原案）【概要版】
閲覧場所	○ 宮崎市環境部廃棄物対策課（宮崎市役所第2庁舎4階） ○ 各総合支所、各地域センター、各地域事務所 ○ 市民情報センター（宮崎市役所本庁舎3階） ○ 宮崎市ホームページ
意見提出方法	意見・情報提出書（参考様式1号）に必要事項を記載の上、下記のいずれかの方法でご提出ください。 ○ 閲覧場所へ持参 ○ 郵送やファクス、電子メールにて廃棄物対策課へ送付 ○ 宮崎市ホームページの「パブリックコメント意見応募入力ホーム」に直接入力
意見募集の対象者	○ 市内に住所を有する者 ○ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ○ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ○ 市内に存する学校に在学する者 ○ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る政策等に利害関係を有すると認められるもの
意見の取り扱い	○ 提出されたご意見を考慮して最終的な意見決定を行います。また、提出されたご意見については、その概要と市の考え方を公表します（住所、氏名などの個人情報公表されません。） ○ 提出されたご意見により案を修正した時は、その修正内容及びその理由を公表します。 ○ 提出されたご意見に対して、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
問い合わせ先（送付先）	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市環境部廃棄物対策課 あて 電話 21-1763 ファクス 28-2235 メール 09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

1. 位置づけ

「生活排水処理基本計画」は、本市の生活排水処理施策を具現化するための基本的な方針を定めるもので、公設合併処理浄化槽をはじめとした生活排水処理施設の整備や維持管理、住民への啓発活動等を実施するにあたって、効果的・効率的な事業の推進を図るための指針となるものです。

なお、本市における生活排水処理の大部分を占める下水道及び農業集落排水処理については、別途『みやざき水ビジョン2010（宮崎市上下水道事業マスタープラン）』において将来像が示されています。

2. 基本理念と基本方針

【基本理念】 きれいで豊かな水資源を後世に繋ぐ

【基本方針】 ①合併処理浄化槽の普及促進と適正管理

PFI手法により公設合併処理浄化槽の更なる普及促進を図り、効率的・効果的に適正な維持管理を行うとともに、個人設置浄化槽の適正管理に向けた更なる意識の醸成を図ります。

②し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進及び有効活用

発生したし尿・浄化槽汚泥の適正な収集、処理、処分を図り、環境負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル等の有効活用のあり方を模索し、処理量の減量化に努めます。

3. 現在の生活排水の取組み

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、現在、市全体で事業認可区域面積を7828.1haとしており、土地区画整理事業等の一部区域を除き平成21年度に旧宮崎市、平成24年度に田野町、平成26年度に佐土原町、平成27年度に高岡町の下水道整備を概成し、今後は清武町域を中心に整備を進め、平成31年度の整備完了を目指しています。

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、昭和62年度に跡江地区で事業に着手して以後、順次整備を開始し、平成20年度の清武町沓掛地区における整備を最後に完了し、普及率100%となっています。

(3) 公設合併処理浄化槽事業

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水施設の処理区域を除く区域で、公共用水域の水質保全を目的とする生活排水対策として、公共による合併処理浄化槽の設置、維持管理を行っています。なお、平成29年度からは、事業のPFI化を図り、民間事業者の技術やノウハウ等を活用し、これまで以上に効率的・効果的な事業の推進に努めています。

4. 生活排水処理に関する課題

①非水洗化世帯の転換促進

・し尿汲取りや単独処理浄化槽による非水洗化世帯の生活雑排水が未処理のまま放流されており、転換の促進が必要

②浄化槽の適正管理

・浄化槽の適正な維持管理の啓発に努めるとともに、不適切な使用に対する指導や助言が必要

③汚濁負荷量の削減

・排出源での汚濁負荷量について、環境対策の一環として市民に対する広報・啓発が必要

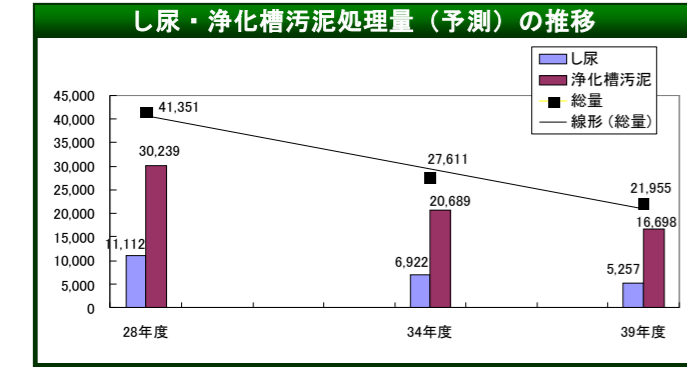
④し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

・し尿等の排出量は年々減少傾向にあることから、収集量等に留意しながら適切な体制の維持・構築が必要

⑤し尿処理施設の維持管理

・施設の老朽化や処理量の減少を念頭に、施設の統廃合も含めた抜本的な運用見直しの検討が必要

5. 『第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画』におけるし尿・浄化槽汚泥処理量の予測



処理汚泥量の予測にあたっては、1人1日あたりの発生量の実績を基に、浄化槽人口やし尿汲取り人口の減少を想定し算出しました。

し尿・浄化槽汚泥処理量の予測	単位	実績 H28	予測 H34	予測 H39
1人1日あたりのし尿	ℓ/人・日	2.38	—	—
1人1日あたりの浄化槽汚泥（汚泥）	ℓ/人・日	1.75	—	—
し尿・浄化槽汚泥の処理量	kl/年	41,379	—	—
し尿	kl/年	11,112	6,922	5,257
浄化槽汚泥（汚泥）	kl/年	30,239	20,689	16,698
浄化槽汚泥（脱水汚泥）	kl/年	28	—	—

※浄化槽汚泥は、し尿処理施設から最終処分場に搬出している量

6. 『第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画』における処理の目標

計画目標年次である平成39年度の生活排水処理率を約97.8%とすることを目標とします。（平成28年度実績 91.7%）

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、宮崎市上下水道事業マスタープランに基づき、平成31年度の全体概成に向けた未普及管路整備や水洗化率向上に鋭意取り組むとともに、処理区域における未接続者対策を講じ、接続率向上を図ります。

(2) 農業集落排水事業

平成20年度までに整備が完了しているため、稼働中の施設維持管理を適切に行うとともに、施設老朽化への対応や効率的な処理運営のため、適宜、公共下水道への切り替え接続を順じ図ります。

(3) 公設合併処理浄化槽事業

公共下水道計画区域及び農業集落排水処理区域を除く全区域において、単独処理浄化槽や汲取り便槽からの転換をはじめとして、なお一層の整備促進を図るため、平成29年度から導入したPFI手法により、民間の技術やノウハウを活用した効率的・効果的な事業展開を図ります。

公設合併処理浄化槽整備計画				
年度	5人槽	7人槽	10人槽～	合計
～H28 (累計)	864	299	41	1,204
H30	107	39	4	150
〃	〃	〃	〃	〃
H39	107	39	4	150
合計	1,070	390	40	1,500
総計	1,934	689	81	2,704

第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（案） 【概要版】

～ 一般廃棄物処理基本計画と計画策定の背景 ～

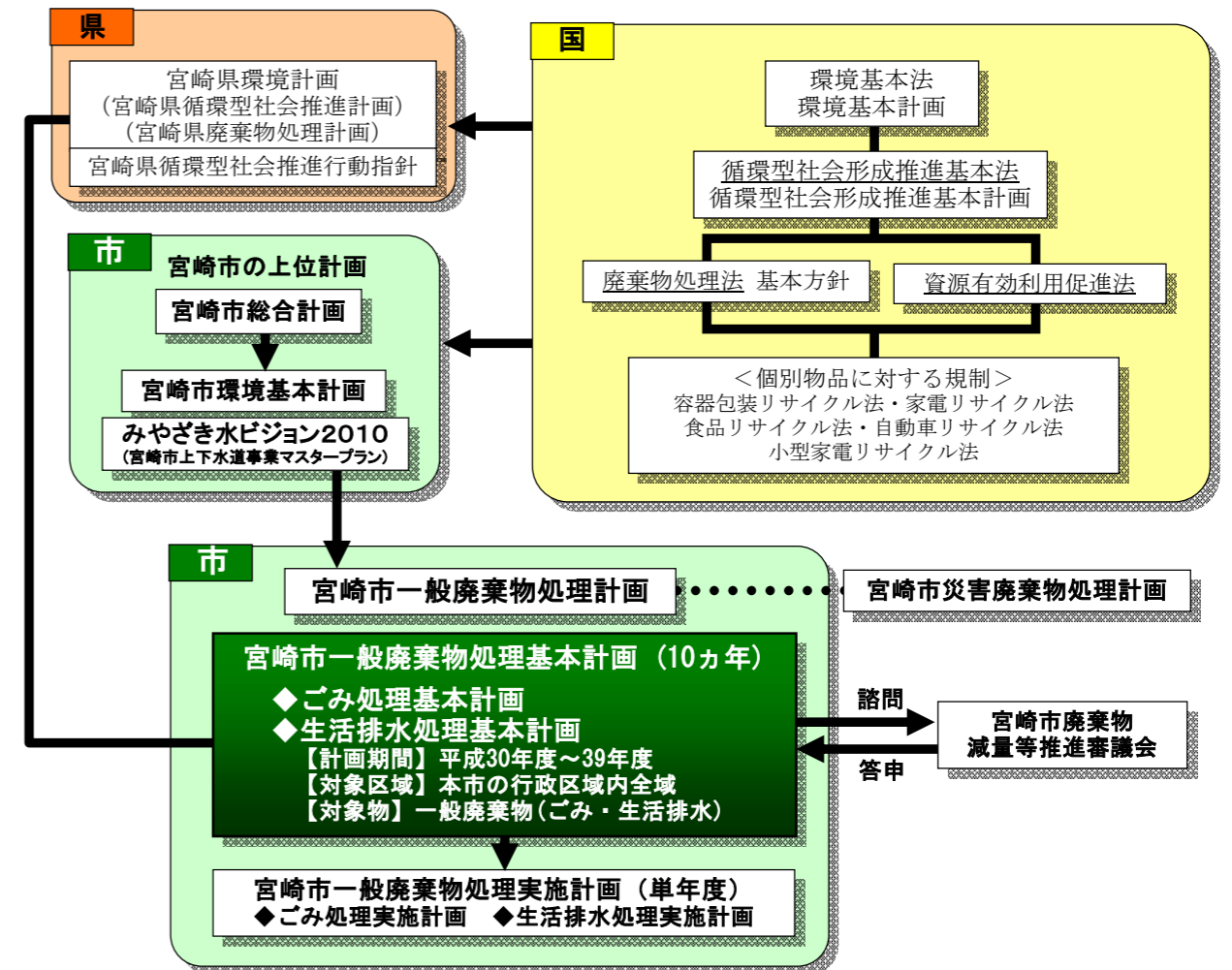
『一般廃棄物処理基本計画』は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、市町村の一般廃棄物処理の基本方針を長期的視点に立って明確にするものです。

策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢や一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

これまで『第四次宮崎市総合計画“活力と緑あふれる太陽都市 みやざき ～次世代につながるまちづくり～”』の実現に向け、重点テーマの「循環型の地域づくりで『環境力』の向上」を目指し、『第2次宮崎市一般廃棄物処理基本計画』と上位計画である『宮崎市環境基本計画（第二次計画）』を推進してきました。

現行の『第2次宮崎市一般廃棄物処理基本計画』は、目標年度が平成29年度となっており、改訂の時期を迎えることに加え、各上位計画が次期計画として新たに策定されることを踏まえ、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を改めて策定します。

～ 計画の位置づけ ～



◆ごみ処理基本計画

1. 位置づけ

「ごみ処理基本計画」は、宮崎市が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制とごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本計画を定めるものです。

環境省の定める“ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）”に基づき、①できる限り排出を抑制し、廃棄物となったものについては環境への負荷の軽減に配慮し、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行います。また、適正な循環利用ができないものについては、⑤適正な処分を確保することを基本とします。

2. 基本理念と基本方針

【基本理念】循環型社会の形成

【基本方針】①廃棄物の排出抑制と再生利用の促進

市民、事業者、市が5Rの取組みを積極的に推進します。

②廃棄物の適正な処理の推進

不法投棄・不適正処理を防止し、その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理体制の確保に努めます。災害時の廃棄物についても適正な処理を確保し、円滑かつ迅速に処理を行います。

5Rとは

Refuse ごみになるような物は受け取らない
Reduce ごみになるべく出さないようにする
Reuse ものを繰り返し大切に使う
Repair ものを修繕して長く使う
Recycle きちんと分別して資源化し再利用する

3. 現在のごみ処理の取組

(1) 減量・再資源化事業

- ①資源物集団回収推進事業（古紙・古布・缶・びんの回収、家庭用廃食用油の再利用）
- ②生ごみ処理器支給・家庭用電動生ごみ処理機購入費補助事業
- ③家庭ごみ有料化事業
- ④粗大ごみ有料化事業
- ⑤パソコンのリサイクル
- ⑥使用済小型家電品回収事業
- ⑦生ごみの水切りの推進

(2) 啓発事業

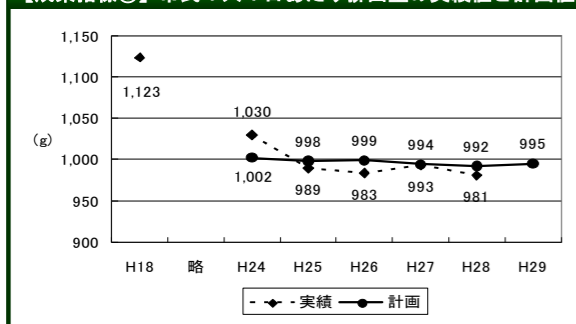
- ①ごみ分別説明会の開催
- ②各種イベント等での啓発活動
- ③事業系一般廃棄物の減量促進
- ④こども5R学習事業
- ⑤「リサイクル情報ネットワーク」ボードの設置
- ⑥ごみ減量アドバイザー
- ⑦「家庭ごみの正しい出し方」（冊子）の作成・配布
- ⑧資源物持ち去り防止対策の実施
- ⑨リサイクル推進事業

(3) 環境美化事業

- ①分別大使の登録
- ②環境美化の日の設定
- ③市民一斉清掃の実施
- ④ボランティア袋の配付
- ⑤不法投棄対策
- ⑥ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業

4. 『第2次宮崎市一般廃棄物処理基本計画』の評価

【成果指標①】市民1人1日あたり排出量の実績値と計画値



【成果指標①】市民1人1日あたり排出量
“市民1人1日あたり排出量を平成18年度に対して12%削減する”

ごみ減量に向けた取組の成果と人口構造の変化やライフスタイルの多様化など社会的要因によりごみの総排出量が減少しており、計画どおり削減しています。

【成果指標②】再生利用率
“平成29年度までに、再生利用率（リサイクル率）を16.0%以上とする”

紙媒体の利用方法の変化や、資源物であった容器包装が燃やせるごみとして排出されつつあることなどから、目標を達成できていません。

【成果指標③】最終処分率
“平成29年度までに、最終処分率を5%以下にする”

平成25年度に発生したエコクリーンプラザみやぎの灰溶融炉の爆発事故により、焼却灰を減容化・再資源化することなく最終処分場に埋立処分を行うなど、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化しているため、目標を達成できていません。

【成果指標③】最終処分率の実績値と計画値

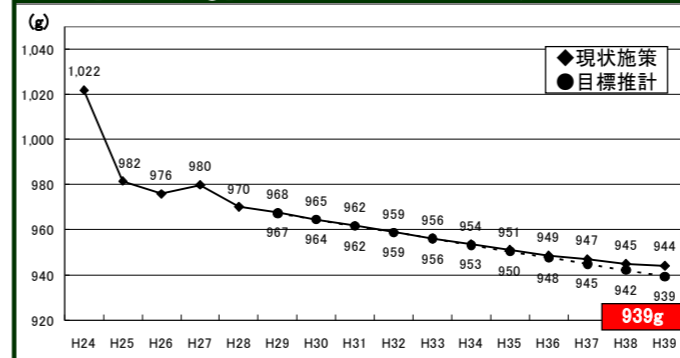
年度	H24	H25	H26	H27	H28
実績値	6.3%	11.7%	11.9%	12.2%	12.3%
計画値	6.1%	6.0%	5.5%	5.4%	5.1%

5. ごみ処理や取組に関する課題

- ①燃やせるごみへの古紙の混入が減少しない
・資源物としての排出をより一層促すことで、燃やせるごみへの古紙の混入を減少させる取組が必要
- ②食品ロス削減対策の構築
・食品ロスの割合は、食品廃棄物のうち45.8%と非常に多く、食品ロス削減の更なる啓発が必要
- ③資源物の持ち去り行為
・集積所に排出された空き缶や古紙等の資源物の持ち去り行為が続いており、継続的な対応が必要
- ④雨の日の適正排出方法の啓発
・生ごみの水切りと平行し、雨水がごみ袋に入らないような排出指導が必要（古紙類は濡れると焼却処分）
- ⑤事業所への適正排出の指導
・再生可能な紙類や産業廃棄物等が混入しているケースが散見されたため、継続的な指導と啓発が必要

6. 『第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画』におけるごみ処理の成果指標

【成果指標①】市民1人1日あたりごみ排出量予測



【成果指標①】市民1人1日あたり排出量
“平成39年度までに、市民1人1日あたり排出量を939g以下にする”

ごみ総排出量は、人口の増減によって大きく影響されるため、単に排出量の推移を見るだけでは排出傾向を正確に捉えることは出来ないことから、総排出量を人口で除することで得られる市民1人1日あたり排出量を、ごみ量の推移を測る目安とします。

【◆現状施策に基づくごみ量予測】

将来人口の減少に伴い、ごみ総排出量は減少することが予測され、さらに現状の施策の取組の成果が今後も見込まれることから、計画目標年度の平成39年度の推計値は944gになります。

【●減量目標】

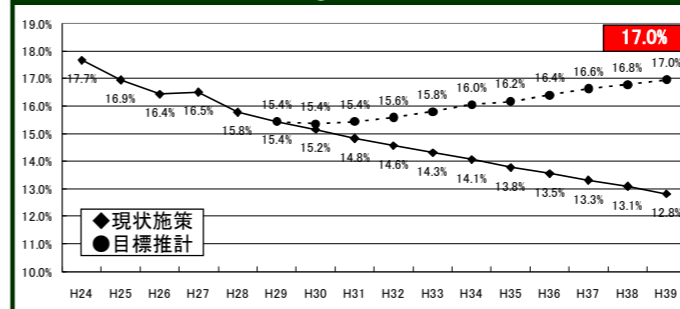
計画目標年度である平成39年度には、「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」による平成27年度の全国平均値である939g以下を目指します。

＜1人1日あたりの排出量の算定方法＞

ごみ総排出量÷総人口÷365日（または366日）

※総人口：第2次計画は現住人口、第3次計画は住基人口

【成果指標②】再生利用率予測



【成果指標②】再生利用率
“平成39年度までに再生利用率（リサイクル率）を17.0%以上とする”

【◆現状施策に基づく再生利用率予測】

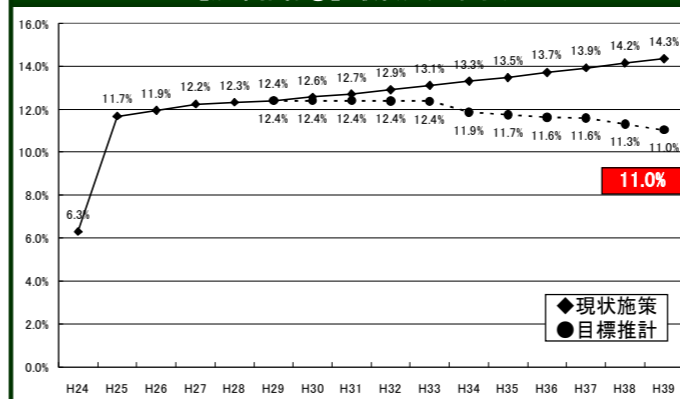
古紙の持ち去りやペーパーレス化、燃やせるごみへの混入等により、今後も減少が見込まれます。

計画目標年度の平成39年度の推計値は12.8%になります。

【●再生利用率目標】

再生利用率（リサイクル率）の回復を図るため、新たな施策等に取り組み、計画目標年度である平成39年度には、17.0%以上を目指します。

【成果指標③】最終処分率予測



【成果指標③】最終処分率
“平成39年度までに、最終処分率を11.0%以下にする”

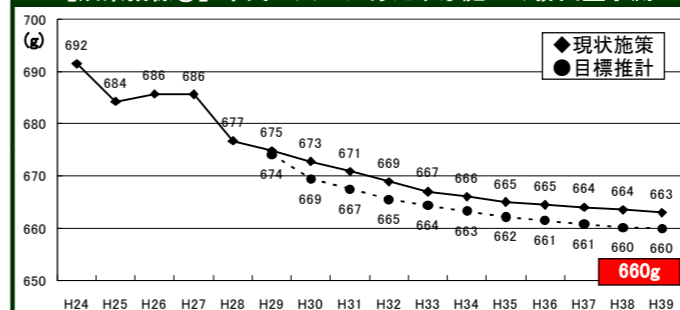
【◆現状施策に基づく最終処分率予測】

再生利用率の低下に伴い最終処分率も増加が見込まれ計画目標年度の平成39年度の推計値は14.3%になります。

【●最終処分率目標】

最終処分率の改善を図るため、新たな施策に取り組み、計画目標年度である平成39年度には11.0%以下を目指します。

【成果指標④】市民1人1日あたり家庭ごみ排出量予測



【成果指標④】市民1人1日あたり家庭ごみ排出量
“平成39年度までに、市民1人1日あたり家庭ごみ排出量を660g以下にする”

【◆現状施策に基づく家庭ごみ量予測】

将来人口の減少に伴い、ごみ総排出量は減少することが予測され、さらに現状の施策の取組の成果が今後も見込まれることから、計画目標年度の平成39年度の推計値は663gになります。

【●減量目標】

計画目標年度の平成39年度目標は、平成27年度の全国平均値である660g以下を目指します。

7. 目標達成に向けた取組

廃棄物の排出抑制と再生利用の促進については、行政だけでなく市民や事業者の協力が不可欠であることから、市民や事業者を対象とした啓発活動の強化を図る必要があります。

そこで、成果指標を達成するために、これまでの取組に加え、新たに以下の施策に短期・中期・長期的に取り組みます。

【短期的に取り組む施策】

- ・買い物客等に対するごみ分別や減量の啓発活動
- ・生ごみ自家処理の見学会（家庭菜園、ガーデニング）の実施
- ・生ごみが少ない家庭をモニター登録し意見交換会を開催
- ・ごみ排出の把握・分析による資源化可能なごみの実態調査

【中期的に取り組む施策】

- ・エコクリーンプラザみやぎの取組の充実（展開検査時の分別指導、施設見学等）
- ・イベント等における5Rの啓発の充実
- ・事業所の顧客等に対する5Rの啓発活動
- ・事業所等の従業員に対する研修会を実施
- ・事業所から市民へ、各種取組の協力依頼（簡易包装、マイバッグ運動等）
- ・びんの回収方法の見直しの検討

【長期的に取り組む施策】

- ・処理経費や排出者の適正負担等を考慮したごみ処理手数料の検討
- ・資源物の持ち去り防止を兼ねた新規拠点回収場所の検討
- ・木片、剪定枝、生ごみ等の資源化を図る方法の検討
- ・焼却灰をセメント原料として資源化する方法の検討